

公共下水道の排水区域外汚水の流入に関する要領

令和 2 年 9 月 15 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、熱海市下水道条例（平成 11 年熱海市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 25 条の規定に基づき、排水区域（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 2 条第 7 号に規定する排水区域をいう。）外から公共下水道へ接続（以下「区域外流入」という。）し汚水を排除する場合の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第 2 条 区域外流入しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長に申請し許可を得なければならない。

2 前項の規定による申請は公共下水道排水区域外使用許可申請書によるものとし、必要な書類を添付しなければならない。

(許可)

第 3 条 市長は、前条第 2 項の申請書を受理したときは、次の各号に掲げる内容を審査し、当該各号のいずれにも該当すると認めるときは、公共下水道排水区域外使用許可書により許可する。

- (1) 計画汚水排出量が、公共下水道の施設能力に支障を及ぼさないこと。
- (2) 地域の環境が改善されること。
- (3) 公共用水域の水質が保全されること。

2 市長は、前項の規定による許可に際し必要な条件を付すことができる。

(受益者負担金相当額の納付)

第 4 条 申請者は、熱海市下水道条例（平成 11 年熱海市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 36 条に規定する受益者負担金に相当する額（以下「受益者負担金相当額」という。）を納付しなければならない。

2 前項に規定する受益者負担金相当額の納付方法その他の取扱いについては熱海市下水道条例施行規則（平成 11 年熱海市規則第 7 号。以下「規則」という。）の例による。

3 第 1 項の規定により、受益者負担金相当額を納付した当該家屋が受益者負担金の賦課対象区域となったときは、その受益者負担金は免除する。

(工事の施工)

第 5 条 申請者は、第 3 条第 1 項の許可を受け、区域外流入に係る工事（以下「工事」という。）を行うときは関係法令を遵守し、市長の指示に従わなければならない。

(費用の負担)

第 6 条 工事に要する費用は、申請者の負担とする。

(下水道の使用開始の届出)

第7条 条例第2条第11号に規定する使用者（以下「使用者」という。）は、条例第16条第1項の規定に基づき市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、規則第13条に規定する公共下水道使用（開始、休止、廃止、再開）届出書（様式第10号）による。

(下水道使用料の納付)

第8条 使用者は、条例第17条に基づく使用料を納付しなければならない。

(制度の利用)

第9条 申請者は、第4条第1項に規定する受益者負担金相当額を納付したときは、熱海市公共下水道接続改造資金貸付規則（平成7年熱海市規則第6号。）及び熱海市公共下水道の普及促進等のための特例に関する条例（平成14年熱海市条例第31号。）並びに熱海市公共下水道接続改造費助成金交付規則（平成14年熱海市規則第31号。）の制度を利用することができるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、その都度市長が定める。